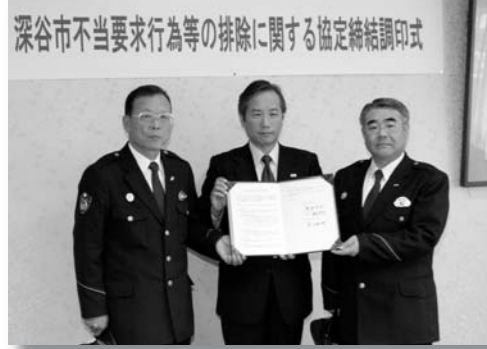


■ 深谷、寄居警察署と「不当要求行為等の排除に関する協定」を締結



この協定は、元暴力団組員夫婦による生活保護費の不正受給事件を受け、再発防止策の一つとして1月21日に締結したもので、より一層警察との連携を図ってまいります。

■ 市民も参加「ワクワク劇場」

1月31日、深谷市民文化会館で「宝くじふるさとワクワク劇場 in 深谷」が開催されました。

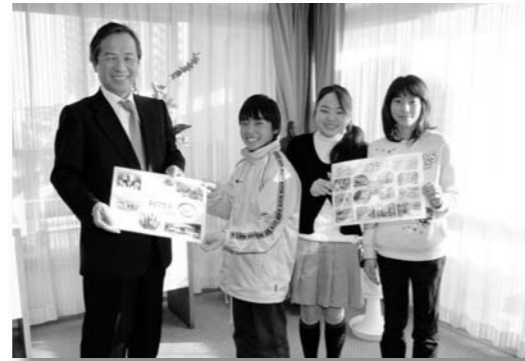


2丁拳銃と対談する深谷瓦商工業協同組合の皆さん



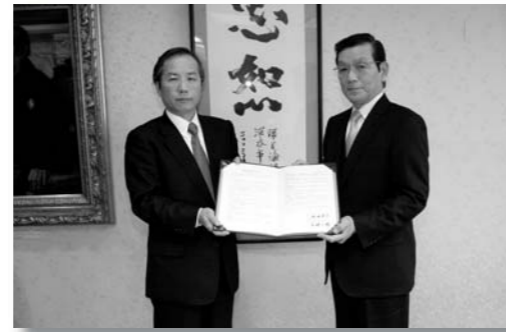
オーディションに合格し、吉本新喜劇メンバーと舞台上で共演

■ 「深谷ブランド」を市長に提案



1月23日、桜ヶ丘小学校の児童会長の塚越さん、副会長の諏訪部さんと坂井さんが「深谷をPRできる深谷のブランド」を市長に提案しました。これは、昨年8月の「子ども議会」で市長から宿題として作成をお願いしていたものです。

■ 埼玉工業大学と避難所施設利用に関する協定を締結



1月20日に締結したこの協定は、埼玉工業大学の施設を震災等の災害時に、地域住民のための避難所として利用することについて定めたものです。これにより、深谷市の指定避難所は72か所となりました。



三角巾を使った応急手当を習う生徒

■ 地域ボランティアが学校活動を支援

明戸学校支援地域本部は、明戸小・中学校を支援するための組織で、学校からの要請に応じて「学習支援」や「環境整備」などを、本部に登録している約250人のボランティアに支援依頼をして活動しています。

1月23日には、地元の消防団に依頼し、明戸中学校で防災訓練を開催しました。この取り組みを視察するため、近隣の小・中学校の教師やPTAの役員など大勢の人が訪れていました。

■ 埼玉県社会福祉大会会長表彰受賞

11月26日、平成20年度埼玉県社会福祉大会が埼玉会館で開催されました。

永年にわたる皆光園への慰問が評価され、「幡羅ハーモニー」に埼玉県社会福祉大会会長表彰が贈られました。



子育て支援センター 心のふれあいを深めませんか？

問い合わせ ● 桜ヶ丘子育て支援センター ☎ 574-8002 ● 豊里子育て支援センター ☎ 587-1170
● 藤沢子育て支援センター ☎ 551-5055 ● おかべ子育て支援センター ☎ 585-4101

○以下の事業は予約制です 3月17日(火)午前9時から電話でお申し込みいただけます

受け付け	事業名	内 容	会 場 ・ 日 時	対 象	募集人員	参加料
桜ヶ丘子育て支援センター	わくわく教室	親子でたっぷりスキンシップを取って遊べるひとときです	桜ヶ丘子育て支援センター 4月8日(水) 4月15日(水) 4月22日(水) いずれも午前10時30分～11時30分	1歳未満児 1歳以上児 お誕生日の子のみ	各 日 先着20組 ※1組1回のみ	無料
	おはなし教室	豊かな心をはぐくむ絵本の読み聞かせです	桜ヶ丘子育て支援センター 4月17日(金) 4月10日(金)・24日(金) いずれも午前10時30分～11時30分	1歳未満児 1歳以上児		
藤沢子育て支援センター	給食体験	給食を食べながら栄養士が食事や栄養について相談に応じます	藤沢子育て支援センター 4月21日(火)午前11時～正午	離乳食を終了している未就学児と保護者	先着7組	親300円 子250円
おかべ子育て支援センター	ヨガ教室	ヨガで子育ての疲れをリフレッシュしませんか？	おかべ子育て支援センター 4月18日(土)午前10時30分～11時30分	幼稚園や保育園に通っていない未就学児の保護者	先着20人	無料

○以下の事業は予約不要です

受け付け	事業名	内 容	会 場 ・ 日 時	対 象	募集人員	参加料
桜ヶ丘子育て支援センター	パワフルらんど	わくわく・おはなし教室がはたらふれあい館でも楽しめます	はたらふれあい館 4月16日(木)午前10時30分～11時30分	1歳未満児	人数の制限はありません	無料
おかべ子育て支援センター	積み木教室(世代間交流)	みんなで楽しくひのきの積み木で遊びましょう!	おかべ子育て支援センター 4月11日(土)午前10時～11時30分	-		
豊里子育て支援センター	ハートフル	お子さんの発達について保健師がアドバイスします	豊里子育て支援センター 3月17日(火)午前10時～11時30分	幼稚園や保育園に通っていない未就学児と保護者		

※子育て支援センターは、日・月曜日、祝日はお休みです。
※その他予約不要の事業については、市ホームページまたは市モバイルサイトをご覧ください。
※3月19日(木)、4月2日(木)のパワフルらんど、3月25日(水)、4月1日(水)のわくわく教室、3月27日(金)、4月3日(金)のおはなし教室はお休みとなりますが、各子育て支援センターは開放していますのでご利用ください。

だんだん徐々に「ワーク・ライフ・バランス」について考えていきましょう

男女共同参画社会の実現のためだけでなく、少子化対策や、企業経営にも関連する取り組みとして、近年「ワーク・ライフ・バランス」という考え方が提唱されています。

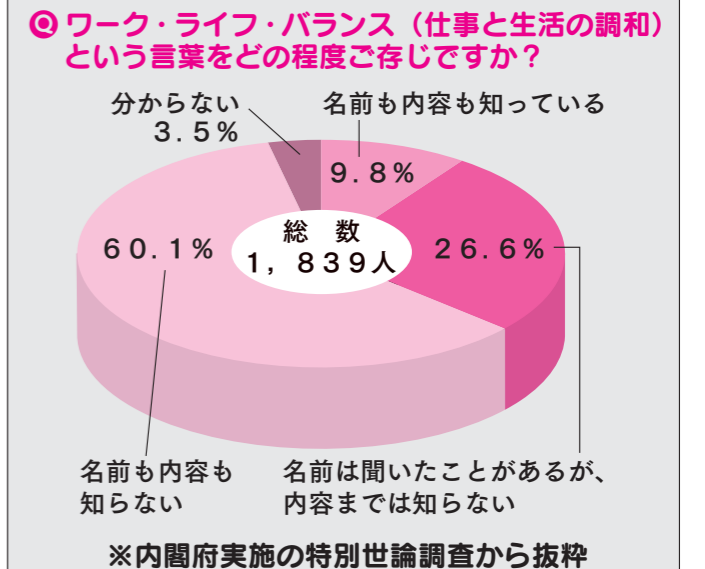
働く人が「仕事」と「私生活」をバランスよく両立させ、個人の能力を最大限に発揮させることにより、生産性を向上させようという考え方です。

働く女性の仕事と家庭・育児の両立の目的から注目されてきた考え方ですが、企業が従業員の「仕事」と「私生活」のバランスを保つための支援をすることで、生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながるとされています。

内閣府の調査では、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉とその内容を知っている人は、約1割にとどまるなど、まだ十分に社会に浸透しているとは言えません。

しかしながら、働き方を見直し、家庭生活における男女共同参画を進める上でも、重要な取り組みとなるものです。

市でも、今後「ワーク・ライフ・バランス」に関する意識啓発を進めていくとともに、男女共同参画関連施策の推進に当たっては、その視点を重視していきます。



男女共同参画に関するお問い合わせは、L・フォルテ(人権政策課男女共同参画係) ☎ 573-4761・火曜日休館)へ